

# 公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務 審査基準

## 1. 審査対象

各企画提案者の提出した企画提案書の関係書類を審査の対象とする。

なお、企画提案書については、審査の公平性を期するため一切の事業者名を匿名とする。

公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、最も優秀であると評価された事業者を優先交渉権者とする。

## 2. 審査項目及び基準

「公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務提案書審査基準表【審査基準別紙①】」（以下「業務提案書審査基準表」という。）

## 3. 審査の実施方法

(1) 審査は選定委員会に設置する事務局により実施される。

(2) 参加資格要件を満たした事業者から公益財団法人堺市産業振興センターホームページリニューアル業務提案書作成要領（以下「提案書作成要領」という。）に基づき提出された企画提案書を審査する。

(3) 企画提案書を提出した事業者は、選定委員会が定める日にプレゼンテーションを行い、提出した企画提案書の説明を行う。

## 4. 審査方法

(1) 審査項目及び審査基準を業務提案書審査基準表で確認し、記載されている採点方式に沿って得点を算出する。

(2) 委員は企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答をもとに各企画提案書の評価項目の採点を行い、得点を算出する。

(3) 各委員が採点した企画提案書の得点を合計し、得点をもとに全事業者の順位を定める。

## 5. 審査結果

(1) プロポーザル審査の結果、業務提案書審査基準表で算出した得点の一番高い事業者を委託契約の優先交渉権者とする。なお、得点が同一の者があった場合には、以下の方法で優先交渉権者を決定する。

① 審査項目の「②サイト構成案」、「③デザイン案」、「④CMS導入案」の合計得点が一番高い者を優先交渉権者とする。

- ② 前項の得点が同点の場合は、見積金額の低い者を優先交渉権者に選定する。
- (2) 審査の結果、得点が一番高い事業者であっても委員全員の得点の合計が満点の60%未満の場合、契約の相手方として選定しない。
- (3) 企画提案者が一者の場合は、選定委員会で内容を審査し、優秀であるときは交渉権者として選定する。ただし、この場合においても委員全員の得点の合計が満点の60%未満の場合、契約の相手方として選定しない。
- (4) この基準に定めのない事項については、選定委員会において決定する。